

事 務 連 絡  
平成 24 年 7 月 17 日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
公益社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

福島県飯舘村における計画的避難区域の見直しに伴う  
福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱  
の一部改正について

標記については、平成 24 年 7 月 17 日付け事務連絡で各都道府県等に別紙のとおり通知したところであります。

本事業に関しての貴会のご協力に感謝を申し上げますと共に、引続き会員各位にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成 2 4 年 7 月 1 7 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福島県飯館村における計画的避難区域の見直しに伴う  
福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱  
の一部改正について

福島県相双地域等への介護職員等の応援については、平成 2 4 年 6 月 4 日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）」を通知したところでありますが、本年 6 月 1 5 日に原子力災害対策本部において、福島県飯館村における計画的避難区域の見直しが決定され、本日午前零時より見直しが行われたところです。

これに伴い、「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成 2 4 年 5 月 3 1 日福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）の一部が次のとおり改正されましたので、お知らせいたします。

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱の一部改正

下線部分が改正内容

改正後	現行
<p><b>3 応援先の施設</b></p> <p>(1) 所在地            福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）及びいわき市。            ただし、警戒区域、帰還困難区域、<u>居住制限区域（※）</u>及び避難指示解除準備区域は除く。</p> <p><u>※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続が認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>3 応援先の施設</b></p> <p>(1) 所在地            福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）及びいわき市。            ただし、警戒区域、帰還困難区域、<u>居住制限区域</u>及び避難指示解除準備区域は除く。</p> <p>(2) (略)</p>

(参考) 改正後全文

平成24年5月31日  
福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定  
平成24年7月17日 一部改正

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

### 1 事業の目的

平成24年3月29日発表の福島県の調査によると、緊急時避難準備区域であった相双地域等の特別養護老人ホーム等12施設のうち、介護職員数が震災当時から減少した施設は、8施設、減少職員数は49名であり、職員の確保について喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

### 2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設から応援可能な職員を募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

### 3 応援先の施設

#### (1) 所在地

福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）及びいわき市。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域（※）及び避難指示解除準備区域は除く。

※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いたてホーム」については、応援対象施設とする。

#### (2) 施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

### 4 募集（応援）内容

上記3に記載する応援先の施設（以下、「受入施設」という。）のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種

- (2) 応援期間 平成24年7月1日～平成25年3月31日の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設

## 5 コーディネーターの設置

- (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集（応援）内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整（マッチング）し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。
- (2) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、協力するものとする。

## 6 費用

本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。

## 7 その他

募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において調整する。



## 福島県相双地域等における高齢者施設に対する介護職員等の応援・受入にかかるQ&A

Q	A
<p>1 ・ 応援職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるのか) 【H23.3.25】</p>	<p>・ 現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地の受入施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。</p>
<p>2 ・ 職員が応援に行くことによって、施設配置基準を下回ることもなってもよいのか。その場合、報酬は、減算対象となるのか。 【H23.3.18】、【H23.3.22】</p>	<p>・ 利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減額対象とはなりません。</p>
<p>3 ・ 専門職種が異なる施設への応援もあり得るのか。</p>	<p>・ 可能な限りマッチングするよう調整したいと考えています。なお、マッチングに当たっては、応援施設・職員及び受入施設の意向を確認いたします。</p>
<p>4 ・ 応援職員について、1人あたりの応援期間はどの程度か</p>	<p>・ 応援期間については、原則3ヶ月程度をお願いしたいと考えていますが、2週間から応援可能な範囲内でお願ひしたいと考えております。</p>
<p>5 ・ 実際に応援先で働く勤務先はどのような施設か。また、どの自治体で勤務することになるのか。</p>	<p>・ 応援先は、福島県相双地域等(3市、7町、3村)の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を想定しています。また、マッチングに当たっては、応援施設及び職員双方の意向を確認いたします。</p>
<p>6 ・ 応援登録後のスケジュールについては、どのようになるのか。 ・ 今後応援可能な職員の取り扱いについて追加募集はあるのか。</p>	<p>・ 今後、相双地域の要請を受けて調整を行い、その後応援をお願いすることになります。なお、現地の事情によっては、直ちに応援をお願いする場合、また、マッチングに時間を要することもありますのでご留意願ひします。 ・ 今回の調査は、当面の応援可能人数を把握するためのものです。今後、相双地区からの要請があれば応援可能人数について、追加調査をしたいと考えています。</p>
<p>7 ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故による危険地域に行くことはないのであるか。</p>	<p>・ 現在、「警戒区域」と「避難指示区域」の概念は、「警戒区域」、「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」、「計画的避難区域」に区分されています。今回の応援対象施設は、いずれにも該当しない地域に所在する施設であり、当該地域においては、地域住民の方も平常に生活されています。今回の応援は、危険な地域に行くものではありません。なお、当該地域の放射線情報については、こちらをご覧ください。 <a href="http://fukushima-radioactivity.jp/">http://fukushima-radioactivity.jp/</a> ※原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。 (参考) ・「警戒区域」…原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限している区域。 ・「帰還困難区域」…5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域 ・「居住制限区域」…年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域 ・「避難指示解除準備区域」…年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域 ・「計画的避難区域」…これまで放出された放射線量から計算して、事故後1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域。 注 避難をするのが望ましいとされる国際放射線量基準は20～100ミリシーベルト</p>